



国自旅第185号の3
平成30年11月8日

一般社団法人全国個人タクシー協会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長



ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について

ユニバーサルデザインタクシー（以下「UDタクシー」という。）は、流し営業にも活用されることを想定し、身体障害者の他、高齢者や妊産婦、子連れの人等、様々な人が利用できる構造となっている福祉タクシー車両として、導入の推進を図っている。一方、UDタクシーの導入が進むに伴い、車いすの利用者等がUDタクシーであるにもかかわらず事業者から運送申込みを断られるといった事例が寄せられており、また、一部報道や障害者関係団体からもそうした指摘がされているところである。

このため、UDタクシーの運送に携わる貴会傘下会員等に対し、障害がある者の社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うとともに、必要な環境の整備を図るよう、下記事項について周知徹底を図られたい。

記

UDタクシーであるにもかかわらず、利用可能な車いすの利用者等の運送の引き受けを正当な事由なく拒絶することは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第13条の規定に違反するものであり、各会員運転者において、当該規定その他の関係法令の遵守を徹底すること。

また、UDタクシーの運送に関する実車を用いた研修を積極的に受講するとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び同法第6条に規定する障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針への理解を深めるよう日頃から努められたい。